

岡山商科大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

2026年4月1日

いじめに関する現状と課題

全国的にいじめの認知件数は高止まりしており、いじめは「どの生徒にも、どの学級でも起こり得る」ものであるとの認識を新たにする必要がある。特に、多様化する社会の中で岡山県内外から広く生徒が通学している本校においては、背景の異なる生徒同士の摩擦や、SNS・生成 AI 等のデジタル技術を悪用した誹謗中傷、悪質ないたづら、コミュニティからの排除といった、外からは見えにくい形でのいじめが潜在化している可能性を常に考慮しなければならない。

このような現状認識のもと、本校の最優先課題は、いじめに対応する組織のさらなる実効性の向上である。いじめを「個人の問題」ではなく「組織の問題」と捉え、些細な兆候であっても積極的に認知し、早期発見と未然防止の組織的取り組みをより強力に推進する。担任、副担任、学年団、生徒指導課等が密に連携する組織的対応を徹底し、事態の深刻化を未然に防ぐ。

また、「いじめ防止対策推進法」および「岡山県いじめ防止基本方針」を踏まえて、本方針と指導体制を生徒・保護者へ周知徹底する。早期発見のツールとして、人権アンケートに加え、総合質問紙調査「i-check」や校内教育相談を継続的に活用し、多角的な把握に努める。特に配慮が必要な生徒には日常的に適切な支援を行い、教職員に対しては最新の事例に基づいた研修を実施することで、事案に対する組織的な即応力を養成する。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

- ・生徒に対し、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS や生成 AI 等、インターネットを通じて行われるものを含む）であり、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とする。「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう、生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況から客観的に確認したりするなどして、生徒の心理や特性に留意しながら、組織的にいじめの有無を確認する。

2 いじめについての基本的な認識

- ・いじめは全ての生徒に関係する問題であり、その深刻な影響について全ての生徒が十分に理解できるよう、学校の内外を問わず教育活動全体を通じて取り組む。
- ・いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校のみならず、関係者が役割と責任を自覚し連携して取り組む。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

・保護者の協力を得るため、起こった内容を迅速に保護者に伝えることを旨とする。起こった内容の規模によって、クラスでの保護者会、奨学会役員会、奨学会総会等を選択して開催し、正しい情報の伝達に心がける。ただし、生徒個人のプライバシーについては、厳重な扱いを心がける。

学 校

<いじめへの取り組みの姿勢と校内組織>

・いじめは、学校生活の中で常に起こりうるものであるという認識を前提に、起こさないための指導と、起こってからの対応を両立しながら行うことが大切である。
・校内組織を編成し、起こさないための指導と起こってからの対応にあたる。

関係諸機関等との連携

<連携機関>

・県総務学事課 地元警察 児童相談所 等

<連携の内容>

・対応教師、保護者に対する支援

<学校側の窓口>

・校内組織を編成し対応する。

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none">・人間関係を構築する能力の素地を育成・ストレスに適切に対処できる力を育成・自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや学習規律の定着・教職員の資質向上・対策等を点検・評価し改善に生かす仕組みの確立・情報モラルに関する教育や啓発・家庭、地域と一体となつての取組推進のための普及活動
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none">・ささいな変化に気づく力の向上・いじめを隠したり軽視したりすることのない積極的な認知・いじめを訴えやすい環境の整備・SNS等の利用実態の把握と指導・校内でいじめについての相談に対応するメールアドレスの設置
③ い じ め へ の 対 処	<ul style="list-style-type: none">・いじめられた生徒の安全の確保・いじめたとされる生徒への適切な指導・組織的な対応を可能とするような整備体制・保護者や法人事務局への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携・いじめの重大事態への理解及び対応体制